

會報

第650号

2022年11月1日発行

一般社団法人

監査懇話会

編集発行人 太田 剛

<https://kansakonwakai.com>

第351回監査セミナー

2022年9月9日

**演 題：内部公益通報制度における監査役の果たすべき役割
～監査役として押さえておくべき改正公益通報者保護法と企業への影響～**
講 師：青山学院大学法学部教授 浜辺 陽一郎氏

1. はじめに

公益通報者保護法（以下「本法」という。）が令和2年に改正され、本年6月1日から施行され、内部通報制度の充実が求められている。

内部通報制度における監査役の役割は、主に2つある。第1に、内部通報制度の理解に基づいた適切な制度構築及び運用の相当性を適切にチェックする役割。第2に、監査役が「公益通報対応業務従事者」となる場合等、内部通報制度に関与する役割である。後者に関して、日本監査役協会が本年4月25日付けの「改正公益通報者保護法施行に当たっての監査役等としての留意点」（以下「監査留意点」という。）を公表し、改正法が監査役等の監査権限に及ぼす影響のほか、監査役等が内部通報窓口の一つとなっている場合とそうでない場合に分けて解説している。これらも踏まえて、監査役の果たすべき役割について述べてみたい。

2. 公益通報者保護法の趣旨と内容

1) 趣旨と意義

本法の趣旨が、公益通報者の保護を通して、内部通報制度を活用した自浄作用の発揮によるコンプライアンスの推進を図ることにある点に変わりはない。本法は、あらゆる事業者に適用され、通報先ごとに保護される要件に差異を設け、内部通報制度の充実を促すものである。

2) 保護範囲の拡大

令和2年改正で公益通報と認められる範囲が拡大されたが、労務提供先等に対する内部通報に該当するのは幅広く保護される点に変わりはない。これに対して、勧告又は命令等をする権限のある行政機関に対する通報（2号通報）については、「相当な理由」がある場合、即ち、何らかの客観的証拠が必要がある場合のみならず、所定の事項を記載・記録して提出するだけで保護される。さらに、その他の外部機関に対する通報（3号通報）の要件も拡大された。

同法が適用される対象法令も、公益通報の対象を刑事罰のある法令だけでなく行政罰のある法令にも拡大

された。しかし、税法、政治資金規正法等が外されている点には変わりはない。

3) 公益通報対応業務従事者の設置義務

最も重要な改正点は、常時使用する労働者の数が300人を超える事業者・組織は、公益通報を受け、通報対象事実の調査を行い、是正に必要な措置をとる業務（公益通報対応業務）に従事する者（公益通報対応業務従事者）を定める義務を負わせ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を取る義務が課された点である。これにより、窓口設定、調査、是正措置、不利益取扱い及び通報に関する情報の漏えいの防止のための措置等をとる必要がある。なお、中小事業者（従業員数300人以下）にとっては努力義務である。

4) 公益通報者の範囲拡大

公益通報者の対象を、役員や一部のOBにも拡大し、取締役や執行役等の役員も公益通報者になれる。法律の規定に基づき法人の経営に従事していることが必要とされるので、監査役は外れる。

5) 保護の方法

公益通報者の保護方法は、労働関係の保護が基本であり、契約の保護まではカバーされないが、一般法理による保護はありうる。今回の改正では、通報者に公益通報を理由とした損害賠償責任を負わせない趣旨が明記された。

6) 公益通報対応業務従事者に対する罰則

公益通報対応業務従事者に守秘義務を課し、通報者を特定できる情報を漏らした担当者は30万円以下の罰金となるが、その守秘義務自体は従前から重要な義務であった。解雇、降格等の企業側の報復に対する制裁、報復を防ぐ罰則等は盛り込まれなかった。

3. 公益通報者保護法に基づく指針等の趣旨

「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（平成28年＝2016年12月9日）（以下「民間向けガイドライン」という。）は、「事業者が自主的に取り組むことが推奨される事項を具体化・明確化し（中略）通報を事



業者内で適切に取り扱う指針」にすぎず、参照するか否かは各事業者の任意で、遵守を促すための仕組みもなかった。

これに対して、「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」(令和3年8月20日内閣府告示第118号、以下「本指針」という。)で、事業者がとるべき措置の大意が規定された。事業者が本指針に沿った対応をとるに当たり参考となるよう「指針の解説」(以下「本解説」という。)も作成された。

本解説は「指針を遵守するための考え方や具体例」及び「その他の推奨される考え方や具体例」を示す。これは「画一的に事業者がとるべき措置を定め、一律な対応を求めることは適切ではなく、また、現実的ではない」から、「参考となる考え方や具体例を記載したものであり、本解説の具体例を採用しない場合であっても、事業者の状況等に即して本解説に示された具体例と類似又は同様の措置を講ずる等、適切な対応を行っていれば、公益通報対応体制整備義務等違反となるものではない」(本解説3頁=HP「浜辺先生資料」5P参照、以下=はHP資料の参照ページ)という。このため、形式的な違反を議論する意味はなく、ハードロー的な視点よりもソフトローとして把握する必要がある。その内容は、事業者に対して内部通報制度の整備を迫るもので、本指針は、行政指導等のエンフォースメントの目安となる点に意義があり、全体的な相場観の底上げが図られよう。

4. 事業者にとっての内部通報制度の意義

内部通報制度は、外部への内部告発を防止し、違法行為を抑制して、業務の適法化を図り、二次的不祥事・違法行為の拡大・繰り返しの防止につながる。コンプライアンスの姿勢を組織内でアピールして、従業員への意識改革を促す等、内部統制システムにおいても不可欠である。

成熟した高度情報化社会・ネット社会の到来と、IT環境の劇的な変化によって、最早、隠蔽工作は不

可能になった。経営トップの責務としても、「法令等を踏まえた内部公益通報対応体制を構築するとともに、事業者の規模や業種・業態等の実情に応じて一層充実した内部公益通報対応の仕組みを整備・運用することが期待される」(本解説3頁=同8P)。

5. 内部通報制度の制度設計上の諸問題

1) 公益通報対応業務従事者の意義

本指針により、事業者は、内部公益通報受付窓口で受け付ける内部公益通報に関して公益通報対応業務を行う者であり、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者を、従事者として定めなければならない。従事者として定めなければならない者の範囲は、コンプライアンス部、総務部等の所属部署の名称にかかわらず実質的に判断して定める必要がある。公益通報対応業務を主たる職務とする部門の担当者が従事者となるのは当然として、その定義に当てはまれば、必要が生じた都度従事者として定める必要もある。逆に言えば、通報者特定事項が伝達されない場合には、監査役等を業務従事者に指定する必要はない。

一方、監査役等が内部通報窓口となっていない場合でも、監査留意点も指摘するとおり、内部通報に関する情報が監査役等に対し定期的に報告される体制において、通報者特定事項も含む形で監査役等へ報告される場合には、通報者特定事項が伝達されている以上、業務従事者に指定される必要がある。

ただし、本解説は「社内調査等が公益通報を端緒としていることを当該指定された者に事実上知らせてしまう可能性がある」ため、「公益通報者保護の観点からは、従事者の指定をせずとも公益通報者を特定させる事項を知られてしまう場合を除いて、従事者の指定を行うこと自体の是非について慎重に検討することも考えられる」(本解説6頁=同10P)とも指摘する。

2) 従事者を定める方法

従事者を定める方法は、個別に通知する方法のほか、内部規程等において部署・部署内のチーム・役職等の特定の属性で指定することが考えられる。従事者を事業者外部に委託する際においても、同様に、従事者の地位に就くことが従事者となる者自身に明らかとなる方法により定めるので、契約書等で明示することになろう。

6. 内部通報制度を機能させるための工夫と着眼点

1) 質問や相談の取り扱い

通報窓口では、幅広く受け付けることが望ましく、質問や相談も幅広く受け付けることが不可欠である。民間向けガイドラインには、これを必要とする記載もあったが、本指針の解説では「可能である」とか、「望ましい」等の記載に後退したようにも読める。しかし、これは本指針が法的な意味を有する公益通報を対象とすることに伴う書きぶりとなったものにすぎない。実

質的には、質問や相談も受け付けるようにしなければ、通報窓口は機能しない。本解説は、「法が定める内部公益通報への対応体制等について記載している」のであり、「内部公益通報には該当しない、事業者が定める内部規程等に基づく通報についても、本解説で規定する内容に準じた対応を行うよう努めることが望ましい」とする（本解説2頁の注4＝同12P）。同じ趣旨から、通報窓口の利用者は、本法による公益通報以外にも拡大することがコンプライアンス推進にむけたりスク情報の収集のためには望ましい（本解説11頁＝同12P）。

ただし、「何でも相談」のように、何でも受け付けると、混乱の恐れもあることから、ある程度の役割分担をすべきだろう。例えば、臨床心理士。医学的アプローチとか、仕事のやり方等の相談は、相談者本人の個人的な利益保護に対応するサービスとして対応することが適切であろう。それに対して、企業のコンプライアンス問題は、個人利益の保護と区別しないと、利益相反の観点からも整理が難しくなる。

2) 受付方法

受付方法は明確に定め、十分かつ継続的に周知する必要がある（本解説18頁＝同23P）。窓口では、通報者の秘密を守ることが特に重要である。内部通報フォーム等のツールを採用することは、質の維持にとってはメリットがある。ただ、強制した場合の使いにくさの問題があり得る。事実関係の調査と処理の基本ルールを明示し、信頼できるシステムにするために活用するのも一つの選択肢であろう。

3) 通報窓口の拡充

本解説7頁（＝同13P）では、「事業者外部（外部委託先、親会社等）に設置することや、事業者の内部と外部の双方に設置することも可能である」として、複数窓口の設置も想定している。複数の窓口がある場合、「組織の実態に応じて、内部公益通報受付窓口が他の通報窓口（ハラスメント通報・相談窓口等）を兼ねること」等にも言及しているが、これらは通報者の選択肢を増やす意味がある。

もっとも、本解説12頁（＝同13P）では、所謂「顧問弁護士」を窓口とする点について、「顧問弁護士に内部公益通報をすることを躊躇する者が存在し、そのことが通報対象事実の早期把握を妨げるおそれがあること」にも言及し、「中立性・公正性に疑義が生じるおそれ又は利益相反が生じるおそれがある法律事務所や民間の専門機関等の起用は避けることが適当である」との注意喚起もしている。

4) 企業集団における内部通報制度

グループ企業としての取り組みは、企業ブランド全体へのインパクトの大きさを考えると重要である。子会社や関連会社における法令違反行為の早期是正・未然防止を図るため、企業グループ本社等において子会社や関連会社の労働者等及び役員並びに退職者からの通報を受け付けるグループ共通の窓口が期待される（本解説8頁の注13、9頁の注18、14頁等＝同14P）。

5) 監査役との関与

日本監査役協会の監査役監査基準第21条4項には、内部通報システムに関する定めがある（＝同15～16P）。監査留意点は、監査役等が内部通報窓口の一つである場合に関して、Q1-1で「所定の要件を満たす者が、業務従事者に指定される必要がある点について、監査役等であっても変わりはない」とし、A1-2-2（＝同16P）では「他の監査役等も、個別の事例において、実際に調査及び是正のために通報者特定事項を共有する必要がある場合には、その都度、業務従事者に指定する必要」があり、補助使用人も同様である（A1-3-2＝同16P）。

なお、監査留意点は、「改正法が監査役等の監査権限に及ぼす影響」を検討し、「監査役等の監査権限の行使がそれによって制約されるものではない」としつつも、例外的に、監査役等への情報提供は「正当な理由」があり、改正法第12条の違反には当たらない場合があるという（A2-5等＝同16P等）。

6) 匿名通報の取り扱い

本解説10頁（＝同18P）は、「匿名の内部公益通報も受け付けることが必要である」と指摘する。注19は匿名の通報も「法第3条第1号及び第6条第1号に定める要件を満たす通報は、内部公益通報に含まれる」とする。匿名の通報も積極的に受け付ける姿勢を示すべく、内部規程で明確にすべきだろう。

7) 通報者の保護

通報者の保護としては、不利益処分・報復の禁止と匿名性確保が柱となる。例外的に、通報者の同意に基づく情報開示は、通報者の自己決定権に根ざすものだが、個人情報保護法との関係も留意する必要がある（本解説14頁＝同18P）。対応担当者は、通報に関する秘密情報を共有する範囲には特に配慮する必要がある（本解説7頁、9頁等＝同13P等）。

民間向けガイドラインでは、「通報者の特定につきなり得る情報は、通報者の書面や電子メール等による明示の同意がない限り、事業者にも開示してはならないこととする等の措置を講じることが必要」とした上で、「通報者の同意を取得する際には、開示する目的・範囲、氏名等の開示によって生じ得る不利益について明確に説明する」との記載もあったが、それでは、開示を避けて調査しない方向に誘導しているとも受け取られかねない。このため、本指針や本解説では、こうした指摘はないが、秘密保持の徹底の重要性に違はなく、本解説13頁～14頁（＝同19～21P）には、不利益な取扱いを防ぐための措置等を例示している。

なお、福岡地判令和3年6月8日の事例で、内部通報に対する報復を企てて内部通報を行ったことを認めさせようとしたがこれを遂げなかったという強要未遂事件で、被告人を懲役1年（執行猶予3年）に処した事件も起きている。また、報復的な懲戒処分が無効とされる事例も複数ある。なお、併せて、通報協力者、調査協力者等に対する保護も重要である。

8) 社内リニエンシー

本解説11頁（＝同22P）は「その状況に応じて、

当該者に対する懲戒処分等を減免することができる仕組みを整備すること等も考えられる」として、所謂「社内リニエンシー」に触れる。これはリニエンシーの考え方を内部通報制度に応用するものであるが、不正関与者本人からの通報の取扱い等、その運用には慎重な考慮も要するが、前向きに検討するに値する課題である。

9) 内部規程の整備

本指針では、求められる事項を「内部規程において定め、また、当該規程の定めに従って運用する」と明記された（本解説 23 頁＝同 23P）。社内担当部署による調査・是正等を実効的なものとするための仕組の整備（例：担当部署への調査権限の付与、関係者の調査協力の促進・義務化など）を内部規程に明確化する必要もあろう（本解説 23 頁＝同 23P）。

10) 社内研修の活用

本解説 18～19 頁（＝同 23P）は「公益通報受付窓口及び受付の方法を明確に定め、それらを労働者等及び役員に対し、十分かつ継続的に教育・周知することが必要である」とする。職場従事者に対する周知徹底では、法の趣旨等も含めて理解・納得させることが重要であり、それが従業員全体の意識改革につながろう。

7. 運営上の諸問題

1) 通報受領時の対応

内部通報があった場合には、個人情報保護の視点や被通報者への配慮も必要である。的確・迅速な対応が重要であり、隠蔽工作に走るようなことがあってはならない。しかし、現実には、通報者が会社側や上司等から事実上の嫌がらせ、退職勧告等を受けた事件もあった。幹部社員の対応のまずさから、さらに大きな不祥事に発展するとか、内部窓口があるのに外部告発が増加する等の問題事例もあった。

2) 調査方法

内部通報による調査ということは、なるべく伏せるのが得策である。調査における匿名性を実質的に確保することが必要であり、それを調査のために開示する必要がある場合には、調査に関する明確な同意を確認した上で、調査を開始する必要がある。本解説 16～17 頁（＝同 27P）では、「公益通報者が特定されないよう、調査の方法に十分に配慮する」ための具体的な方法等を挙げる。こうした調査方法は、これまで経験がなくとも、新たな方法を採用する必要性があり、内部監査部門等との連携も課題となる。

3) コンプライアンス・プログラム全体の中の位置付け

基本的には、不正の事前予防策が前提であり、一部経営者の保身目的の組織防衛は組織のためにもならない。この点では、職場環境の改善が重要であり、形式のみで実質が伴わないようでは不十分である。本解説 8 頁の注 12（＝同 28P）は、「相談や通報が行われた場合に適正に対応されるような透明性の高い職場環境を形成することが望ましい」等と指摘する。

4) 調査・検討段階

客観的事実の迅速・的確な調査が重要である。類似事例の調査も含めて件外調査を行うことが適切な場合もある。これらは説明責任を果たすためにも重要である。本指針は、「公益通報者の意向に反して調査を行うことも原則として可能である」という。ただ、「公益通報者の意向に反して調査を行う場合においても、調査の前後において、公益通報者とコミュニケーションを十分にとるよう努め、プライバシー等の公益通報者の利益が害されないよう配慮することが求められる」としている。

5) 通報が虚偽・不当な場合

通報が明らかに不正の目的であると立証できる場合は、懲戒処分のほか、名誉毀損・信用毀損に基づく民事・刑事責任の追及も考えられる。しかし、現実はその立証ができる場合は相当にハードルが高いことを認識する必要がある。

6) 調査後の対応と是正措置

調査の結果、法令違反行為が明らかになった場合は是正に必要な措置をとる必要がある。是正措置としては、違法行為の排除、人事異動、注意喚起、特別研修等の指導、懲戒処分等が考えられる。

監査留意点の A 2-3（＝同 19P）では、監査役の権限の行使が「内部公益通報の受付、調査、是正に必要な措置について、主体的に関与、又は、重要部分について関与」している者は従事者に指定される必要がある。A 2-4（＝同 19P）では「通報者特定事項を保有・管理していた業務従事者から当該情報を入手する際には、事業者の側において当該監査役等の業務従事者への指定が行われることになる」という。

7) 記録の保管、見直し・改善、運用実績の労働者等及び役員への開示

本指針は「記録を作成し、適切な期間保管する」とするほか、定期的な評価・点検、体制の改善を促し、運用実績の概要についても、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲で労働者等及び役員に開示する等とする（本解説 22～23 頁＝同 32P）。

不祥事・違法行為が起きた場合には、内部通報制度が利用されたかも検証する必要があり、件数よりも重要な質の検証が重要である。それが利用されなかったとしたら、なぜ利用されなかったのか、業務態勢の改善を検討する必要がある。

内部通報を取り扱う業務を行うには、それなりの能力や適性が不可欠であることから、担当者の意欲・士気を発揚する人事考課が求められ、コンプライアンス経営推進に対する担当者の貢献を、積極的に評価する姿勢も重要であろう（本解説 5 頁の注 7＝同 17P）。（本要旨は講師の浜辺陽一郎先生からご寄稿いただきました）

演 題：台湾・香港と習近平体制

講 師：大東文化大学 社会学部教授 / ジャーナリスト 野嶋 剛氏

《はじめに》

大学の夏休みに長期滞在を目的に台湾に向かい、8月3日に松山空港に到着しましたら、ちょうど米国機にナンシー・ペロシ氏が乗り込むところで、全く予想していなかった事態に居合わせたことに驚きました。その後の中国の軍事演習も従来とは異なっており、台湾有事も現実化しそうな「暑い夏」でした。

私は1968年福岡生まれ、横浜育ち、上智大学新聞学科で記者を志して朝日新聞に入社しました。当時はまだ発行部数810万部の黄金時代（現在は激減）で、台北特派員、シンガポール特派員など海外畑で仕事をした後、2016年に独立して執筆や講演に取り組み、大東文化大学で教鞭もとっています。多くの本を出版していますが、最新刊は『新中国論 台湾・香港と習近平体制』（平凡社新書）です。

中国大陸、台湾、香港（マカオ）を兩岸三地といいますが、私は中国吉林大学（短期留学）、香港中文大学（長期留学）、台湾師範大学（語学留学）、廈門大学（朝日新聞から派遣）で勉強し、その後も台北特派員や香港デモ取材など兩岸三地との縁が深く、ここで生きたいと願ってきましたが、今や中国大陸と香港にはリスクが大きく訪問することをためらいます。

《なぜ台湾・香港が注目されているのか》

3つの視点が重要です。

- 1) 中台の視点：中国という国家の本質が、台湾・香港にわかりやすく現れてくる。
- 2) 世界の視点：台湾・香港がグローバルな米中対立（新冷戦）の最前線に躍り出ている。
- 3) 現地の視点：台湾・香港自身に「新しい動き」（世論の変化）が次々と現れている。

大まかに歴史を振り返ると、清朝以降の中華帝国には香港、台湾、そして琉球も含まれていました。そこに大英帝国が香港を取り込み、大日本帝国が台湾、沖縄を取り込み、そして戦後は米国（パックス・アメリカナ）が台湾、沖縄に介入してきたという図面が描けます。

台湾と香港の共通性としては次のようなことが挙げられます。

- 1) 「中国」における辺境の領土
- 2) 華人（チャイニーズ）の血脈
- 3) 反共産党意識（革命を嫌い逃げた人たち）と中国大陸への郷愁
- 4) 小さな国内市場と輸出志向型経済
- 5) 中国経済への依存体質
- 6) 西側と東側の「冷戦の最前線」であった
- 7) 脱中国と自己決定権の追及（中国はそれを拒否）



《習近平政権の特色》

習近平政権のスローガンは「中国の夢」＝豊さと強さ（過去にはなかったもの）「偉大なる中華民族の復興」＝建国神話の実行であり、そのためには、台湾の統一と香港の安定は欠かせないというロジックを自ら作り上げて、逆にそれに縛られて「正しい道」（中国の鄧小平時代は今のようによろこばれていた）を見失っているのではないかと思います。

鄧小平は「韜光養晦」（能力を隠し、力を蓄える）という方針で、米国と対抗せずに次第に国力を増強する、台湾・香港もいずれはなびくであろう、という考え方でしたが、習近平になってからは「受動から能動」へ転換し「奮発有為に周辺外交を推進し、我が国の良好な周辺環境を勝ち取る」（2013年の周辺外交工作座談会）と積極外交方針が目立ちます。

なにか急ぎすぎている印象が拭えません。

習近平体制になってから、中国の周辺情勢は不安定化しています。

- 1) 日本：尖閣、海洋権益めぐり対立
- 2) ウイグル、チベット：相次ぐテロなど批判勢力が過激化
- 3) 南シナ海（南沙諸島）：フィリピン、ベトナムと対立
- 4) 台湾：ひまわり運動、民進党優勢で中台関係が悪化
- 5) 香港：雨傘運動、2019年デモで返還以来最大の危機

《香港で起きていること》

民主派・メディアがターゲットになり、日本最長のアグネス・チョウ（周庭）さんは違法集会参加で有罪・服役しました。「リング日報」のジミー・ライ（黎智英）さんは国安法違反などで長期服役中です。

過去には人口流入が顕著だったのですが、この1年半くらいで12万以上の人口減少が起っています。また従来は40歳以上の専門職、管理職に見られた海外移民が、最近では20代、30代の若者にも増加しており、看護婦や教師などの人材不足が顕在化しています。林鄭前行政長官は「香港の前途は極めて明るい」と言っていますが、実態はそうではなくなってきました。移民先としては、英国、カナダ、豪州、台湾が人気です。

現在香港で起きていることは「第二の返還」である
と人々は受け止めています。

第一の返還：1997年の香港返還、一国二制度、高度な自治

第二の返還：2020年の国安法導入、一国二制度・高度な自治の形骸化

そして

第三の返還：2047年（50年の期限満了） 一国二制度の正式な終了か？

というわけです。

《台湾で起っていること》

中台の客観条件が中国にとって圧倒的に有利に推移している（台湾も成長したが、中国は更に急成長して、軍事費は1:16 GDPは1:22 対中経済依存度は約40%と中国が圧倒している）のに、台湾情勢は中国の思い通りに進まず、中国の言い方を借りれば「台湾解放」は遠のいているのは何故なのか。これが台湾問題の「パラドックス」です。

「近づく経済（中国依存度上昇）と、離れる心（政治）」
「自立（台湾アイデンティティ）と、繁栄（対中依存）」
というジレンマなのです。

意識調査では自分は「中国人である」と考える人はどんどん減少しており、「台湾人である」と考える人が50～60%になっています。中間の「どちらでもある」と考える人も漸減して30%に近づいています。

似たような傾向は日本でも見られます。経済の対中依存度が上昇する一方で、中国への好感度が減少し、中国を好まない人が8割に達しています。

過去には台湾問題が大きなニュースになることはさほどなかったのですが、今や注目度が世界的なニュースにアップグレードされています。そこには以下のような要因があると考えられます。

- 1) 米中対立の「最前線」に置かれて、米国の台湾重視が鮮明になった。
- 2) 台湾の30年間にわたる堅実な民主主義に対する評価から、東中欧に支持が広がった。
- 3) 中国への反感が高まるのに反比例して台湾が存在感を高め、同情が集まった。
- 4) 半導体景気で、世界の半導体工場としての台湾の重要性が高まった。

民主主義について言えば、日本の若者は選挙に行きませんが、台湾は違います。大統領選挙の期間に台湾に向かう飛行機に乗った時に感じたのは、機内に若者の姿が多いことでした。彼らの目的は郷里に帰って投票する（台湾では不在投票はない）ことでした。投票率

は75%に達しています。

中国と台湾の関係も様変わりしています。

- 1) 1949年～民主化以前：兄弟ゲンカの時代～ここまでは「中国人 vs 中国人」
- 2) 民主化後～馬英九政権：離婚寸前の夫婦～中国はプレゼント（経済）を使って台湾の気持ちに戻ってくるように努力。台湾も一定の評価をしていた～「中国人・台湾人 vs 中国人」
- 3) 2016年～現在：復縁を迫る「元夫」の中国に対して、台湾は復縁は拒みつつも、「中華民国」という旧姓使用は続けている～「台湾人 vs 中国人」

台湾の民進党は「独立志向の現状維持」いつか独立してもと思いつつも現状維持。国民党は「統一志向の現状維持」いつか統一してもと思いつつも現状維持。それぞれに急進派はいますが基本的に8割は現状維持です。

長い目で見ると民進党が強い傾向が続くとみられ、習近平の強行路線がますます反感を招くという形になっています。

《まとめ 台湾・香港と日本》

どちらも日本と深い関わりを持つ土地で、中国とは切り離された「日台関係」「日港関係」という関係を我々と持ってきました。

人権や民主など「普遍的価値観」が強調される時代に、台湾・香港に対して無関心で良いのか、という考えが伝わりやすくなり、過去にない「連帯」の可能性が生まれているように思います。

お互いに「中華帝国の辺境」という位置関係にあり、中国との経済依存関係を持ちつつ、政治体制・安保では相入れない関係にあるという意味で、台湾・香港と日本とは共通する環境におかれています。

《補足 「台湾有事は日本有事」がトレンドに》

明日（9月27日）は安倍元首相の国葬です。今日、日比谷公園の入り口で国葬賛成派の人たちがデモの準備をしていましたが、その中に台湾の旗を持った人がいました。日本では賛否が分かれています。台湾では安倍氏の英雄視が進んでおり、銅像も完成し9月24日には除幕式が行われました。

（スクリーンの資料を指しながら）ご覧いただいたようにメディアのヘッドラインにも日本の文字が並んでいます。この背景には安倍氏の「台湾有事は日本有事」という発言があるように感じます。安倍氏の発言には米国が介入すれば「日米同盟有事」で日本も動かざるを得ないということがあると思いますが、もともと日本への好感度が高かったところへ、安倍氏の死去で神格化が進み「台湾有事は日本有事」がトレンドになってきました。

2021年の台湾での世論調査では「台湾を除き最も好きな国は？」という質問に対して、中国は5%、米国は4%に比して、日本は60%を占めています。台湾での日台関係への期待はうなぎ上りで、訪台中の私への取材や講演依頼、テレビ出演依頼があとを断ちませ

んでした。

ただ、日本における旧統一教会批判、国葬反対世論などはほとんど知られていませんので、今後その落差が失望に変わるという恐れもあります。

日本も中国との国交回復以降は台湾とは正式には外交関係がないのですが、東日本大震災での台湾からの寄付などもあって、台湾への好感度は次第に高まっています。一方で中国への好感度は低下しています。

私が台湾で会った著名な思想家の呉叡人氏はこう言っています。「冷戦終結のあと、紛争はたいてい宗教や民族の紛争で起きており、本格的な領土侵略はもはやないと台湾人は考えていたのです。ウクライナでその思い込みが覆されたことで、我々の世界観も大きな影響を受けました。その最たるものが軍事・安全に対する当事者意識の拡大です」。「香港情勢、ウクライナ、中国の軍事演習を通して、台湾にとって中国は完

全な『他者』になりました。私たちは中国と一緒にある未来を捨てるしかなかったのです」。

この3年間で起きた一連の重要事案の結果、台湾社会のキーワードが『自己国家自己救』（自らの国は自らが救う）から『抗中保台』（中国に抵抗し、台湾を防衛する）にアップデートされました。中国は台湾社会にとって、日常的に脅威を与えるだけの「他者」になりつつあり、対話は望みつつも、その機運は低いと言えます。

当面は、中国と距離を置く民進党優勢の政局が続く一方で、中国では習近平体制の永続化が確定的で、中台両者の距離が縮まる可能性は低い、台湾海峡情勢は（今回の中国軍事演習のような）紛争寸前の事態が顕在化するリスクをはらみながら不安定化していくものと見られます。

（文責 城戸崎雅崇）

第569回研修見学会

2022年9月10日(土)

東京消防庁 本所防災館防災体験ツアー

新型コロナの感染拡大に伴い、二度の延期を余儀なくされたが、三度目の正直で今回やっと開催にこぎつけることができた。第7波が収まらない中であつたが、秋晴れの下、21名にご参加いただいた。

今回訪問した本所防災館は、都民の安全な暮らしを目指し、楽しみながら地震の揺れの体験、初期消火や応急救護、火災の煙からの避難要領など、防災に関する知識や技術を学ぶための体験施設であり、町会・自治会の防火防災訓練や、学校や企業新入社員に対する防災教育などにも活用されているとのことである。

予定の14時10分に全員集合し、最初に、シアターホールにて、地震をテーマとした迫力ある映像から過去の災害を振り返った。公助（政府、自治体による救援）には限界があり、自助（自分自身での備え）、共助（近隣住民との協力体制）が如何に大事かの説明とともに、地域で防災の取り組みを積極的に行っている事例の紹介がなされた。参加された方々には、阪神淡路大震災、東日本大震災などの発生当時、自分たちがどう過ごしていたのか、記憶が蘇ったように見受けられた。また、シアターホールでは幼稚園の先生方と同席となった。防災館が幼稚園の防災にも活用されている様子が伺えた。

その後、2班に分かれ、説明員の案内で以下の4つの体験コーナーを回った。

1. 煙

上部に溜まりやすく低い位置にある煙は濃度が薄く比較的安全という煙の特性、避難時の鉄則についての動画を見た後、実際、煙の充満した廊下を通り、一人一人脱出を試みた。真っ暗、しかも煙がある中、壁を伝って進むことは如何に難しいか？を実感した。

「説明員からのアドバイス」

- ・避難時の合言葉は、“おかしも” = おさない、かけない、しゃべらない、もどらない
- ・住宅用火災警報器の設置が義務化されてから10年、電池が切れていないか、自宅の住宅用火災警報器の動作確認を行う
- ・壁を手で確認しながら逃げる場合は手を替えない（右手なら右手のまま。途中で左手に替えると元に戻ってしまう）
- ・普段よく行くスーパーなどの避難経路を確認しておく

2. 都市型水害

ヒートアイランド現象により最近局地的な豪雨が増えていること、下水道は1時間あたり50mmの雨までしか処理できず、それ以上になると水害の恐れが高まるとの説明を受けた。その後、浸水して水圧がかかっている家や車のドアを開けるにはどの程度の力が必要かを体験した。ドアの下から10cm程度の浸水の場合には、どうにか開けることはできるものの、30cm浸水すると非常に困難となった。年齢を省みずドアを開けようと果敢に挑戦する我々の姿勢に説明員の方がハラハラしていたのは印象的だった。

「説明員からのアドバイス」

- ・ハザードマップ、避難ルートの確認を行っておく
- ・今まで大丈夫だったからではなく、早めの行動が大事
- ・アンダーパスは通らない

3. 地震

北海道胆振（いぶり）東部地震、熊本地震、阪神淡路大震災など、観測データをもとに再現された揺れを

実際に体験し、揺れの怖さを実感した。

「説明員からのアドバイス」

- ・ 自宅の家具が倒れたらどうなるかを想定し家具の固定などの対策をする
- ・ 寝室には靴を置いておく
- ・ 避難所に行く際には自分の分の飲料水、毛布などをできるだけ持参する

4. 消火

初期消火の重要性、消火器の扱い方、運び方の説明を受けた後、実際にスクリーンに投影された火災に向けて模擬消火を行った。消火器の消火剤の放出時間は、30秒と18秒のものがあり、かつては一度消火剤を放出すると途中で止めることができなかったが、最新のものはレバーを離せば途中で止まるので、消火剤が届かない場合などには移動するなど効果的に使用できるとのことであった。

「説明員からのアドバイス」

- ・ 初期消火は天井に火が届く前が目安だが、怖かったらためらわずに避難する
- ・ 消火器の消火剤は、3～6m届くので、近づき過ぎない
- ・ 逃げ道を確保する
- ・ 屋外では風上から消火する

予定通り、16時過ぎに防災体験ツアーを終了し、集合写真を撮影した後、解散した。

ご参加いただいた皆様からは、頭で理解しているよ



り、はるかに効果的に学べた、何となく童心に返っての体験の数々、面白かったとのご感想をいただいた。今回をきっかけに会員・会友の皆様の災害への備えを改めてご確認いただければ幸いである。

また、本所防災館の防災体験ツアーは、Webから簡単に予約できるように改善されており、今回、ご参加いただけなかった会員・会友の皆様も、ぜひ、ご家族、知人と一度訪問されることをお勧めしたい。

今回、現役監査役のご参加を期待して土曜日に計画し、1名だけではあったものの、“土曜日だったので参加できた”という方がいらっしゃった。今後の研修見学会に多くの皆様に参加できるように工夫を重ねて行きたい。

(主幹事 吉田郁夫)

第238回監査懇話会ゴルフ大会

9月3日(土)利根パークゴルフ場で第238回ゴルフ大会が開催されました。残暑続く中、薄曇りの絶好の天気にも恵まれ、フラットながら距離もあり、高麗芝のグリーンに14名4組が挑戦しました。結果は以下の通りですが、優勝の宮嶋さんは前回に引き続き連続優勝、新ペリアの勝ち方を知っていらっしゃる。ベストグロス80の神保さんのハンデはなんと0でした。コロナ感染が収まらない中で、開放的なゴルフ場でマスク無しで運動のできるゴルフは最高です。(文責 関根紳仁)



順位	氏名	OUT	IN	GROSS	HC	NET
優勝	宮嶋 耕治	47	45	92	19.2	72.8
準優勝	長谷川峰雄	51	48	99	24.0	75.0
3位	森山 正雄	47	45	92	16.8	75.2
BG	神保 卓哉	38	42	80	0	80.0



句遊会

九月詠草

兼題：弓張月、早稲、当季雑詠

弓張月見上げて夜食メロンパン	中山 知祐
山の端に弓張月の琥珀色	石原 克己
千枚田田ごとに早稲の色深む	安井 正浩
甚兵衛の渡しの辺り早稲の香や	森 邦彦
夕立や改札口到人溜り	城戸崎雅崇
赤とんぼみないなくなつて僕一人	佐藤 政百
友逝きてかなかなの鳴くクラス会	大仲 正敏
石段の手すりに顔出す女郎花	眞田 宗興
土用波遊泳禁止身を守る	川田 勝美

画友会



「レトロな喫茶店」（倉敷市美観地区・岡山県） 田中春夫

私は倉敷の大原美術館が好きで数回訪ねてますが、その際必ず立ち寄るのが美術館のすぐ隣にあるこの喫茶エル・グレコです。

レトロな雰囲気と風情が大のお気に入りです。

事務局通信



◆行事報告

第200回理事会	出席者	
9月15日(木)9:30~12:00	事務局	2
	オンライン	12
会報委員会		
9月9日(金)10:00~12:00	事務局	7
9月16日(金)9:30~12:00	〃	7
広報委員会		
9月8日(木)14:00~15:00	事務局	1
	オンライン	9

◇一般部会

第790回講演会		
9月26日(月)14:00~16:00	日比谷図書文化館	31
	オンライン	49
	(オンライン:特別聴講A定期1名含む)	
講師	大東文化大学 社会学部 教授/ ジャーナリスト	野嶋 剛氏

演題		
台湾・香港と習近平体制		
第569回研修見学会		
9月10日(土)14:20~16:05	東京消防庁本所防災館	
	防災体験ツアー	21

第238回懇親ゴルフ会		
9月3日(土)	利根パークゴルフ場	14

◇監査部会

第351回監査セミナー		
9月9日(金)14:00~16:30	日比谷図書文化館	20
	オンライン	56
	(オンライン:特別聴講A定期1名、特別聴講B定期1名含む)	

講師		
青山学院大学 法学部教授		
	弁護士 浜辺 陽一郎氏	
テーマ	内部公益通報制度における監査役の果たすべき役割～監査役として押さえておくべき改正公益通報者保護法と企業への影響～	

22年度第3回監査基礎講座		
第98回スタディグループ分科会		
9月7日(水)14:00~17:00	文京シビックセンター	15
	オンライン	27
	(オンライン:特別聴講B定期1名含む)	

発表者		
コーディネーター	弁護士 市川加代子氏	
リーダー	王子エンジニアリング(株) 常勤監査役	
	田島 洋氏	
	大成設備(株) 常勤監査役	南波裕樹氏
	ビジネスエンジニアリング(株)	
	取締役監査等委員 大塚博文氏	
	(株)牧野フライス製作所 常勤監査役	
	香村章夫氏	
	(株)ピカパカ 常勤監査役	室 雅章氏
テーマ	初めての監査役 ～私はこれから始めた～	

22年度第1回会計基礎講座		
9月21日(水)14:00~17:00	オンライン	31
	(特別聴講B定期1名含む)	
講師	(株)日本生物製剤 監査役	高須賀 徹氏
テーマ	会計実務の基礎	
第265回監査実務研究会		
9月28日(水)14:00~17:00	文京シビックセンター	8
	オンライン	44
	(オンライン:特別聴講B定期1名含む)	

問題提起者		
元(株)ロジネットジャパン 常勤監査役		西川 健氏
コーディネーター	元日本オキシラン(株) 常勤監査役	
テーマ	監査役の内部監査部門、会計監査人及び財務報告に係る内部統制との関わりについて	板垣隆夫氏

第113回監査技術ゼミ		
9月6日(火)14:00~17:00	オンライン	59
	(特別聴講B定期1名含む)	
講師	KPMGコンサルティング(株)	
	アソシエイトパートナー 水戸貴之氏	
テーマ	事例で学ぶ品質不正の原因と監査役に求められる対応	

◇生涯学習部会

句遊会 例会		
9月7日(水)13:00~15:00	菱友会会議室	7
写友会 例会		
9月8日(木)13:30~17:00	文京区民センター	14
画友会 例会		
9月5日(月)13:00~16:30	シビックアトリエ	9
楽友会 例会		
9月22日(木)13:00~15:30	福祉センター江戸川橋	14
棋友会 例会		
9月27日(火)13:00~17:00	六甲クラブ	6

◇同好会

楽器演奏同好会		
9月26日(月)12:45~17:00	吉野町市民プラザ	8
エッセイクラブ		
9月20日(火)	台風により会合をメールに変更	7
ウォーキング同好会		
9月17日(土)9:30~12:00	皇居東御苑	8

◆会員・会友異動

(新入会員)		
○水谷 真	(株)J E C C 常勤監査役	
	／紹介:神保 卓哉	
(交代会員)		
○山本宜男	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	常勤監査役
	前任:南日 芳郎	
(退会会友)		
○山田洋夫	元奥多摩工業(株)	
	ご逝去されました	
	ご冥福をお祈りします。	

会員	会友	計
204	141	345

2022年9月末現在

編集後記

☆「監査セミナー」では「改正公益通報者保護法」の本年6月施行に伴い、関連する監査役の役割について青山学院大学・浜辺陽一郎教授から詳細な解説をいただきました。不正リスク発見のための内部通報に関する組織内ルート整備が喫緊の課題となっている現在、じっくり味読すべき内容だと思います☆ロシアのウクライナ侵攻により俄然「台湾有事」「日本有事」が現実味を帯びてきましたが「講演会」では台湾・香港の実情に詳しい大東文化大学・野嶋剛教授から、台湾を訪問したナンシー・ペロシ氏と空港でニアミスした話から、最近の台湾での安倍元首相の英雄視の動向まで、タイムリーで興味深い数々のお話を聴くことができました☆首都圏直下型地震が危惧されて久しいのですが「研修見学会」では「本所防災館」の体験ツアーを行い、改めて首都圏の防災について学びました。(城戸崎雅崇)